

社会福祉法人はなみずきの会 役員等報酬規程

第1章 総 則

第1条 社会福祉法人はなみずきの会の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）に対して支給する報酬に関しては本規程による。

第2章 役員報酬

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|---------------|----|
| （1）常勤の理事 | 報酬 |
| （2）非常勤の理事及び監事 | 報酬 |
| （3）評議員 | 報酬 |

第3条 役員等が法人事務所における理事会又は評議員会に出席した場合は、交通費及び報酬を支給する。

第4条 交通費は実費精算とし、法人事務所に常時勤務する者については支給しない。

第5条 報酬は1会議出席につき金5,000円とし、会議出席時に現金にて支給する。

附 則

この規程は平成30年 7月 1日から施行する。

この規程は令和 元年 7月 1日に改正する。